新旧対照表

別紙1 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」 (平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (抄)

(変更点は下線部)

新	旧
障発 0330 第 12 号	障発 0330 第 12 号
平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 3 月 30 日
障発 0329 第 20 号	障発 0329 第 20 号
平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 3 月 29 日
障発 0930 第 2 号	障 発 0930 第 2 号
平成 25 年 9 月 30 日	平成 25 年 9 月 30 日
障 発 0220 第 1 号	障 発 0220 第 1 号
平成 27 年 2 月 20 日	平成 27 年 2 月 20 日
障発 0331 第 26 号	障発 0331 第 26 号
平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 3 月 31 日
障発 0331 第 12 号	障発 0331 第 12 号
平成 28 年 3 月 30 日	平成 28 年 3 月 30 日
最終改正 障発 0331 第 17 号	
平成 29 年 3 月 3 1 日	
都道府県知事	都道府県知事
各指定都市市長殿	各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長	児童相談所設置市市長
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
/子工//	<u> </u>
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に
関する基準について	関する基準について

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「基準」という。)については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第一 (略)

第二 総論

- 1 (略)
- 2 用語の定義(基準第2条)
- (1) 「常勤」

指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数 (1週間に勤務すべき時間数が 32時間を下回る場合は 32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定 放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の保育士と当該

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「基準」という。)については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第一 (略)

第二 総論

- 1 (略)
- 2 用語の定義(基準第2条)
- (1) 「常勤」

指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数 (1週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定 放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の指導員と当該

指定放課後等デイサービスの<u>保育士</u>とを兼務している者は、これらの 勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこと となる。

(2) (略)

3 (略)

第三 児童発達支援

1 (略)

2 (略)

3 運営に関する基準

(1) ~ (14) (略)

- (15) 指定児童発達支援の取扱方針(基準第26条)
 - ① 基準第26条第1項は、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援が漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を提供しなければならないこととしたものである。

②、③ (略)

 $(16) \sim (41)$ (略)

4 (略)

第四 (略)

第五 放課後等デイサービス

- 1 人員に関する基準
- (1)指定放課後等デイサービス事業所に係る従業者の員数(基準第66条) 基準第66条は、指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者 の員数を規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。
 - ① 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(基準第66条第1項第1号)

「提供を行う時間帯を通じて専ら当該放課後等デイサービスの提供に当たる」とは、指定放課後等デイサービスの単位ごとに児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者について、指定放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。

ĺΗ

指定放課後等デイサービスの<u>指導員</u>とを兼務している者は、これらの 勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこと となる。

(2) (略)

3 (略)

第三 児童発達支援

1 (略)

2 (略)

3 運営に関する基準

 $(1) \sim (14)$ (略)

- (15) 指定児童発達支援の取扱方針(基準第26条)
 - ① 基準第26条第1項は、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援が、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。

②、③ (略)

 $(16) \sim (41)$ (略)

4 (略)

第四 (略)

第五 放課後等デイサービス

1 人員に関する基準

指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。) の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)及び(3)を参照されたい。

旧

(例) 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人 となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場合は、 その員数としては、2人が必要となる。

また、ここでいう「障害児の数」は、指定放課後等デイサービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は 実利用者の数をいうものである。

② 児童発達支援管理責任者(基準第66条第1項第2号) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除 く。)の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の②を参照され たい。

③ 機能訓練担当職員(基準第66条第2項)

指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに 必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴 覚士及び心理指導担当職員等の訓練を担当する職員を置くことと し、この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイ サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定 放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当 職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計 数に含めることができるものと定めたものである。

- ④ 指定放課後等デイサービスの単位(基準第66条第4項) 指定児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の1の (1)の④を参照されたい。
- ⑤ 児童指導員又は保育士の配置(基準第66条第6項)

「児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、 児童指導員又は保育士でなければならない」とは、(1)の①と同様 に、指定放課後等デイサービスの単位ごとに児童指導員又は保育士 について、指定放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて当該職 種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものであ る。なお、ここでいう「半数以上」については、基準第66条第1項 第1号に規定された人員に適用されるものであり、人員配置基準を 超えて配置されたものについては適用されない。

(例) 定員 10 人の事業所が人員配置基準を超えて2名加配している場合、児童指導員又は保育士の数は、4人のうち2人ではなく、人員配置基準上の2人のうち1人とする。

児童発達支援管理責任者と他の職務との兼務について(基準第66

指定児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の1の (1) の⑤を参照されたい。

(2) 管理者(基準第67条)

指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除 く。) の場合と同趣旨であるため、第三の1の(3)を参照されたい。

- 2 (略)
- 3 運営に関する基準

条第7項)

(1)、(2) (略)

(3)情報の提供等(基準第70条の2)

基準第70条の2第3項は、指定放課後等デイサービスの質の評価及 び改善を行うため、同条第3項第1号から第7号までに掲げる事項に ついて、指定放課後等デイサービス事業所が自ら評価を行うとともに、 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者によ る評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたもので ある。なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン (平成 27 年 4 月 1 日障発 0401 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保 健福祉部長通知。以下同じ。)を参考にすることが望ましい。また、都 道府県等が別途、放課後等デイサービスにおける支援の質を担保する ためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を 参考にすることは差し支えないこととする。

- (4) 放課後等デイサービスの取扱方針(基準第71条により準用される第 26条)
 - ① 基準第71条により準用される第26条第1項は、指定放課後等デ イサービス事業者は、指定放課後等デイサービスが漫然かつ画一的 に提供されることがないよう、個々の障害児の身体その他の状況及 びその環境に応じた適切な支援を提供しなければならないこととし たものである。なお、適切な支援の提供に当たっては、放課後等デ イサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。また、都道 府県等が別途、放課後等デイサービスにおける支援の質を担保する ためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等 を参考にすることは差し支えないこととする。

2 (略)

3 運営に関する基準

旧

(1), (2)(略)

(新設)

(新設)

② 同条第2項に規定する支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。

- ③ 同条第3項は、指定放課後等デイサービス事業者は、自らその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。
- (5) 準用(基準第71条)

基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)、(14)、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。

- 4 基準該当通所支援に関する基準
- (1) 従業者の員数(基準第71条の2)
 - ① 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(基準第71条の2第1項第1号)

基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき児童指導員、保 育士又は障害福祉サービス経験者については、指定放課後等デイサ ービスと同趣旨であるので、第五の1の(1)の①を参照されたい。

② 児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者については、指定放課後等デイサービス の場合とは異なり、「専任」とする必要はなく、基準該当放課後等デ イサービスの他の職種の従業者と兼務をして差し支えないものであ る。

- ③ 児童指導員又は保育士の配置(基準第71条の2第3項) 指定放課後等デイサービスの場合と同趣旨であるため、第五の1 の(1)の④を参照されたい。
- ④ 基準該当放課後等デイサービスの単位 指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1) の④を参照されたい。
- (2) 設備(基準第71条の3)

旧

(3) 準用(基準第71条)

基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条<u>から第50条まで、</u>第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)<u>から</u>(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。

- 4 基準該当通所支援に関する基準
- (1)従業者の員数(基準第71条の2)

基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(1)を参照されたい。

基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4

(3) 利用定員(基準第71条の3の2)

基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4 の(3)を参照されたい。

(4) 準用(基準第71条の4)

の(2)を参照されたい。

第 71 条の 4 により、第 7 条、第 12 条から第 22 条まで、第 25 条第 2 項、第 26 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 45 条まで、第 47 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条第 1 項及び第 52 条から第 54 条まで、第 54 条の 6 から第 54 条の 8 まで、第 65 条、第 $\frac{65}{19}$ 条の $\frac{65}{19}$ を除く。)及び第 70 条の $\frac{65}{19}$ の再業について、準用されるものであることから、第三の $\frac{65}{19}$ のの $\frac{65}{19}$ まで、(21)、(23) から (33) まで、(35) から (41) まで((38) の②を除く。)、第三の $\frac{65}{19}$ のの $\frac{65}{19}$ から (7) まで、第五の $\frac{65}{19}$ のの $\frac{65}{19}$ を参照されたい。

第六 (略)

第七 (略)

旧

(2) 設備(基準第71条の3)

基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(2)を参照されたい。

(3) 利用定員(基準第71条の3の2)

基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(3)を参照されたい。

(4) 準用(基準第71条の4)

第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条まで、第54条の6から第54条の8まで、第65条及び第70条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(14)の②、(15)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで((38)の②を除く。)及び第三の4の(5)から(7)までを参照されたい。

第六 (略)

第七 (略)